

全建労発第8号
令和2年4月6日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則について、所要の改正があった旨、厚生労働省より周知の依頼がありました。

つきましては、改正の趣旨をご理解いただいた上、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田